

Press Release

報道各社 御中



令和7年4月4日
与謝野町

「加悦地区」が移住促進特別区域に指定されました

与謝野町では、令和7年3月21日付けて、「京都府移住の促進及び移住者等の活躍の推進に関する条例」に基づく移住促進特別区域に加悦地区（算所区・加悦奥区・加悦区・後野区）が指定されましたので、周知をお願いします。

これにより、加悦地区にある空き家に対して、与謝野町空家活用移住促進事業補助金の移住促進特別区域を対象とした事業種目である「移住促進住宅整備事業」「空家流動化促進事業」を適用することができるようになりました。

○与謝野町空家活用移住促進事業補助金

	移住促進特別区域		(参考) 移住促進特別区域外
事業種目	移住促進住宅整備事業	空家流動化促進事業	空家活用型移住定住促進支援事業
事業内容	空家改修 ※空家バンク登録物件に限る	家財撤去 ※空家バンク登録物件に限る	空家改修 ※空家バンク登録物件に限る
補助金額	対象経費の <u>2/3 (上限 180 万円)</u>	対象経費の <u>10/10 (上限 10 万円)</u>	対象経費の 1/2 (上限 90 万円)
対象	移住者に限る (購入・ <u>賃貸</u>)	所有者に限る	移住者に限る (購入のみ)

<参考>

○与謝野町内の移住促進特別区域

- ・与謝小学校区地区（与謝区、滝区、金屋区）…平成28年7月22日指定
- ・桑飼地区（温江区、明石区、香河区）…令和元年9月27日指定
- ・岩屋地区（岩屋区）…令和元年9月27日指定
- ・山田地区（上山田区、下山田区）…令和6年7月12日指定

問い合わせ先

企画財政課 交流促進係

(よさの移住・定住サポート総合窓口：産業観光課内)

担当：谷口

電話：0772-43-9012